



経理の窓 5月号

平成28年5月1日号

曇り空が続くと五月晴れが待ち遠しくなります。初夏の日差しは、気分をあげてくれそうです。

今月の税務	法人税 地方税	: :	3月決算法人の確定申告と納付 自動車税の納付
-------	------------	--------	---------------------------

消費税の軽減税率制度が導入されます

平成28年度の税制改正で、消費税の軽減税率制度が導入されることになりました。軽減税率制度は、消費税が10%へ引き上げられる平成29年4月1日から導入される予定になっています。政治や経済の情勢に絡んで、予定通り実施されるかどうかわかりませんが、導入された場合には、飲食料品の売上がない場合や免税事業者の場合も軽減税率への対応が必要になります。平成33年4月1日からは「適格請求書等保存方式（インボイス方式）」が導入される予定になっています。

《平成29年4月1日以降の税率》

消費税率の10%引き上げ時に、軽減税率8%が導入されます。現行の8%の税率と軽減税率の8%の税率は、国税分地方税分の内訳が異なりますので、区分する必要があります。

- ①標準税率 10%（国税分：7.80% 地方税分：2.20%）
- ②軽減税率 8%（国税分：6.24% 地方税分：1.76%）
- ※現行税率 8%（国税分：6.30% 地方税分：1.70%）

《仕入税額控除方式には請求書等の保存が必要》

平成29年3月31日まで、現行の請求書等保存方式が適用されます。平成29年4月1日から平成33年3月31日までは、現行の請求書等に「税率の異なるごとに合計した対価の額」等一定の事項を記載した「区分記載請求書等」の保存が必要になります。平成33年4月1日からは、適格請求書等保存方式が導入されます。

《適格請求書発行事業者》

事業者がインボイスを発行するためには、所轄税務署に申請書を提出し「適格請求書発行事業者」として登録をする必要があります。登録事業者には、適格請求書の交付義務が生じます。消費税の納税義務のない免税事業者は適格請求書発行事業者になれません。

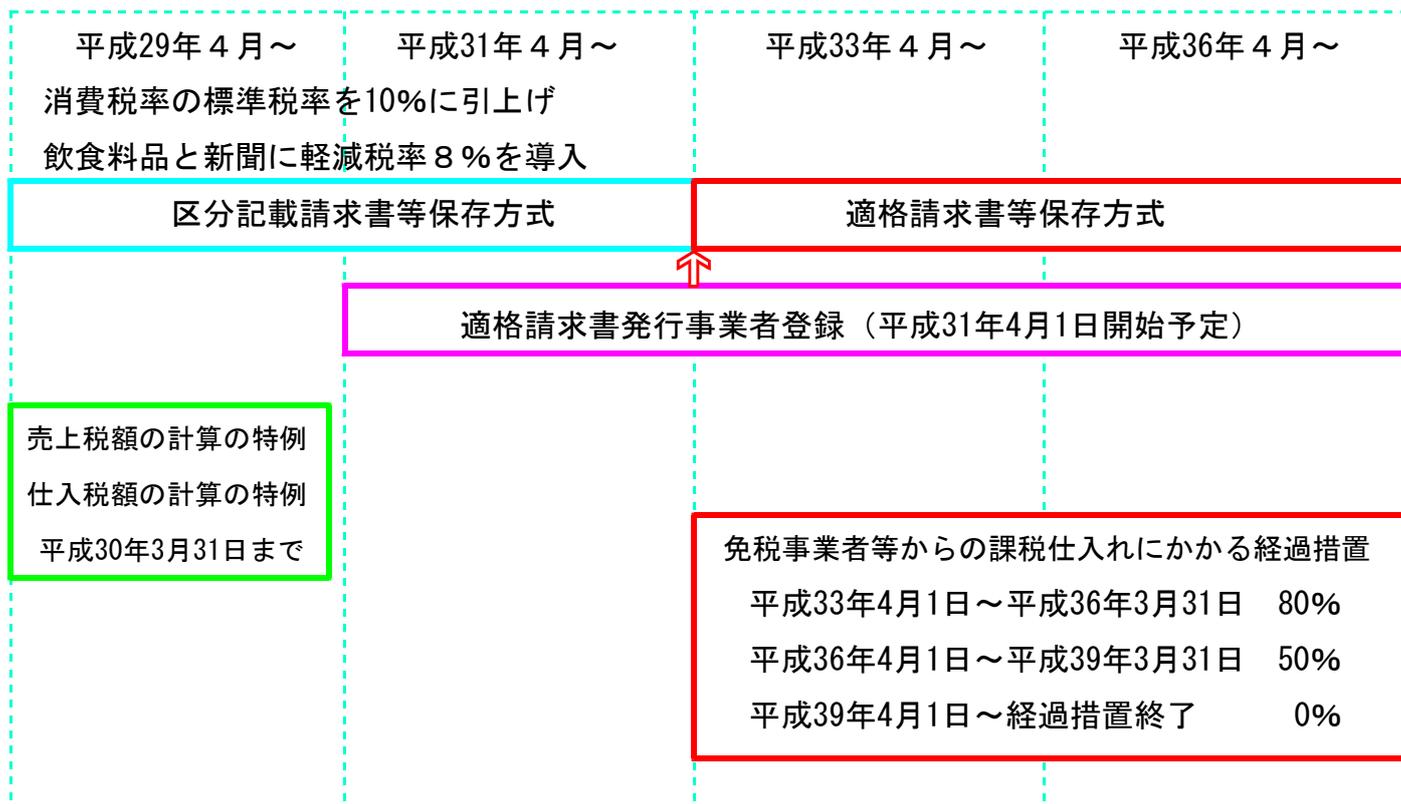
登録申請は平成31年4月1日からの予定です。

軽減税率の対象となる商品の販売を行っていない事業者でも、適格請求書の発行の必要がありますので、登録申請や適格請求書の発行に備えて請求書発行システムや会計システムなどの改修の対応が、必要となります。

《軽減税率対策補助金》

中小企業・小規模事業者等が複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたり、その経費の一部を補助する制度で、平成28年3月29日から平成29年3月31日までに導入または改修等が完了したものを支援対象としています。

《消費税の改正スケジュール》



* 売上税額の計算の特例措置は、課税売上高5,000万円以下の中小事業者の適用期間は、平成29年4月1日から平成33年3月31日までとなります。

仕入税額の計算ができない場合は、簡易課税制度の方法により計算します。（届出が必要）

* インボイス方式では、免税事業者からの仕入については、支払った消費税等の金額は、仕入税額控除の対象にはならず、控除できません。

インボイス制度が開始されてから6年間は、経過措置により、一定の割合で免税事業者からの課税仕入れが認められます。

* 国税庁のホームページに「消費税の軽減税率制度について」の特設コーナーが設けられています。

* 軽減税率対策補助金（中小企業・小規模事業者等消費税軽減税率対策補助金）の詳細は、中小企業庁のホームページをご覧ください。随時更新されます。 <http://kzt-hojo.jp/>



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>